# 議題3

# 令和8年度地域間幹線系統確保維持事業に係る 地域公共交通計画の認定申請について

I.地域公共交通計画認定申請書	lp
2. 令和8年度八街市地域公共交通計画 別紙(地域間幹線)	·····2p
令和8年度八街市地域公共交通計画(別表)	····4p
表   地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する	
運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)	·····6p
表 2 地域公共交通確保維持事業に要する	
費用の総額、負担者及びその負担額	9n

八街市地域公共交通協議会第 号 令和7年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八街市地域公共交通協議会 住 所 千葉県八街市八街ほ35番地29 代表者氏名 会長 大木 俊行

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、 関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

#### 令和8年度八街市地域公共交通計画 別紙(地域間幹線)

令和7年6月 日

(名称) 八街市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

別表のとおり

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

別表のとおり

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

別表のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付

- 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付
- 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

別表のとおり

10. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方 式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 協議会の開催状況と主な議論

### 八街市地域公共交通計画策定(令和3年5月)

・ 令和 6 年 6 月 19 日 (R6-1) 令和 5 年度事業報告及び令和 5 年度歳入歳出決算の認定について 交通不便地域の指定について

令和7年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について(承認)

計画別紙について協議

・令和7年3月24日(R6-4) 令和7年度八街市地域公共交通協議会事業計画(案)について 令和7年度八街市地域公共交通協議会歳入歳出予算(案)について 令和7年度地域間幹線系統補助に係る地域公共交通計画の変更認 定申請について(承認)

・令和7年6月19日(R7-2) 令和6年度事業報告及び令和6年度歳入歳出決算の認定について 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交 通計画の認定申請について

> 令和8年度地域間幹線系統補助に係る地域公共交通計画の認定申 請について

#### 15. 利用者等の意見の反映状況

ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。

16. 協議会の構成員

法第6条第2項第1号及び第2号、第3号に定められた構成員

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県八街市八街ほ 35 番地 29

(所 属)八街市総務部企画政策課

(氏 名) 小出 孝明

(電話) 043-443-1114

(e-mail) kikaku@city.yachimata.lg.jp

# 令和8年度八街市地域公共交通計画別紙(別表)

### ○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

N.T.	<b>市兴</b> 之力	ゴ ケナ ロ	起点・終点		2. 定量的な	3. 目標を達成するために行う	事業(生産性向上の	の取組を含む)
No.	事業者名	系統名	(主な経由地)	1. 目的・必要性	目標・効果	取組内容	実施時期	実施主体
4	京成バス千葉イースト㈱	おまご線	千城台駅・千城台駅 (沖十文字バス乗換 場、農政センター)	・地域住民の通勤通学などに必要であり、生活上重要な路線 ・モノレール千城台駅への交通手段及びモノ	令和7年度と比較して 収支率1%以上改善	・地元自治会、千葉市、バス事業者からなる運行協議会に地元事業者を加え、観光資源と連携を図ることで、地域住民や観光客に愛されるバス路線を目指す。	令和7年10月 以降実施	京成バス千葉イ ースト(株)、千葉 市、地元自治会、 観光事業者
				レール利用を推進する ために必要 ・八街市在住者の通学 需要拡大及び利便性の 向上のために必要		・千葉都市モノレール及び八街市コミュニティバスとの連携(経由地で乗継可)について協議し、パンフレットの配布場所拡大等利用改善を図る。	令和7年10月 以降実施	千葉市 八街市
						・バス運行情報のオープンデータ 化により、Google での経路検索に 対応させ、利用者の利便性向上を 図る。	令和7年10月 以降実施	千葉市
						・千葉市内に転入してきた方や市内の区をまたいで引っ越しされた方を対象に配布する「公共交通利用促進リーフレット」に「鉄道・モノレール・バス路線図」のQRコードやおまご沿線の観光スポットを掲載し、利用促進を図る。	令和 7 年 10 月 以降実施	千葉市
						・モバイルチケットを導入し、利 用者の利便性向上を図る。	令和7年10月 以降実施	京成バス千葉イースト㈱、千葉市、地元自治会
						・おまご線についても記載している八街市公共交通マップを活用し、市HP等で情報発信して利用 促進を図る	令和7年10月 以降実施	八街市

### ○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業	美(生産性向上の耳	反組を含む)
110.	于八日·日	)[\/\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(主な経由地)	1. 677 236	2. AC = 17. G T (A. 793/K	取組内容	実施時期	実施主体
1	京成バス千葉イースト株式会社	八街線	成東駅・八街駅 (埴谷)	・通勤・手岡立第一番を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	令和7年度と比較して収支率1%以上改善	妙宣寺のお花見について、市広報紙等に路線バスの利用を促す記事を掲載し、バス車内にも同様のPRチラシを掲載 福祉施設「明朗塾」のさくら祭り・夏祭りについて、市広報紙に路線バスの利用を促す記事を掲載し、バス車内にも同様のPRチラシを掲載 バスの乗り方教室の実施 福祉施設の花火大会にあわせて臨時便を運行することにより、バスの利用を促進する。 お花見、祭り等のイベントの時期に併せ	令和8年3月 実施 令和8年 4月・8月実施 令和8年3月までに実施 令和8年8月実施	京成 八 京 八 京 八 京 大 末 十 京 八 京 大 末 十 京 八 末 十 末 十 末 十 末 十 末 十 末 十 末 十 末
						た、市広報紙等による路線バスの利用促進 PR の実施	以降随時実施	

※八街線の内容については、まだ内容が未確定のため、前年の内容を更新した記載となっています。今後、正式に確定した内容に差し替え、提出をします。

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名		運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
八街市	京成バス千葉イースト(株)	(1)	八街線	1,124.5	
		(2)	おまご線	2,309.5	
		(3)			
		(4)			
		(5)			
		(6)			
		(7)			
(;+)	合 計			3,434	

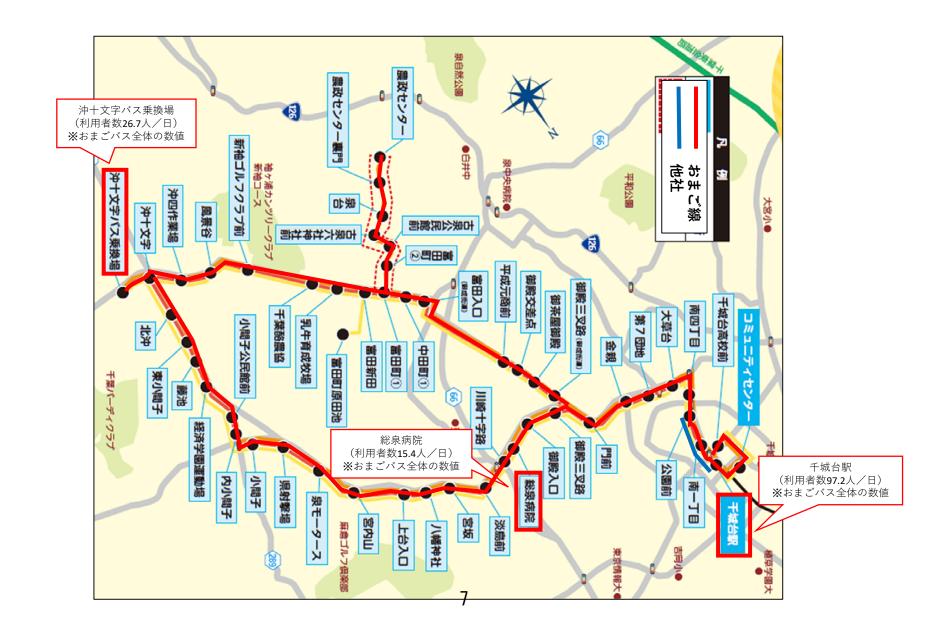
(注)

<sup>1.</sup> 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること

<sup>2. 「</sup>特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

<sup>3.</sup> 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

# 京成バス千葉イースト(株) おまご線(農政センター、沖十文字バス乗換場経由)



## 京成バス千葉イースト㈱ 八街線



事業者名 京成パス千葉イースト株式会社

令和 8 年度

1. 申請事業者の概要

1. 中間事業有の例	女					
			乗合バス事	業		
補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
削々年度(基準期间で) の損益状況	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(口)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の	km		<del>-</del>		経常収支率	%
前々年度の 実車走行キロ(ハ)				-		='

				乗合バス事	業		
基準期間の前年度の	営業収益	7	円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
損益状況	営業費用	7	千円	営業外費用	千円	経常費用(口')	千円
	営業損益	7	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の	km					経常収支率	%
実車走行キロ(ハ')					'		

			乗合バス事	業		
基準期間の前々年度の	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ")	千円
損益状況	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(口")	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度	km				経常収支率	%
の 実車走行キロ(ハ")				•		

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者 行キロ当たり経 (基準期間の前 ロ"÷ハ":	常費用 々年度)	補助対象事業者の実 ロ当たり経常す (基準期間の前4 ロ'÷ハ'=	(用 (年度)	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c					
千葉										
	円	銭	円	銭	円	銭				

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

	・ ころんはこうそうこう									
補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二		地域キロ 標準経常 ホ		キロ当たり経 ニとホのいずれ; へ		キロ当たり の記 ニーへ	差	キロ当たり イナノ	
千葉	378 円	0 銭	491 円	40 銭	378 円	0 銭	0 円	0 銭		
千葉	378 円	0 銭	491 円	40 銭	378 円	0 銭	0 円	0 銭	482 円	79 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率
		基準期間の 年度	/3	
		基準期間の 年度	/3	
		基準期間の 年度	/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

			3	<b>運行系</b> 紛	ŧ		計画運行															補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ			
補助ブ ロック 名	申請番号	特例措置	運行 系統 名	起点	主な 経由 地	終点	計画運行 日数	( )	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統	系統キロ程		系統キロ程		逐通再編事 る区域にお 〒口程	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率			同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	ロック都道府 県外乗入部分 及び他一部分 及び一部で の競合部 科の共工程の 比率
								①=カッコ 内	2	①×② =③				F	オ÷チ=ク		IJ		×	JL	,	ル÷チ	(チー(リ+ヌ +ル))÷チ= ヲ		
千葉	3		おまご線	干被台駅	カーエヤ・13番貨場	干城台駅	365 ⊟	2,190.0 (6.0)	2.6	15.6 人	往24.8km	24.8km											100.000%		
丁来							B	(0.0)		0.0 人															
1	計		系統		/	/					往75.3km 復50.1km			0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km				

			無助ノロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額						補助対象系	統のキロ当た	こり経常収益							補助対象 経常収益 の見込額	
tani -		符	入部分以外 のキロ程の比 率		V JUAL IIR		補助金交付	要綱別表2( 目がある場合		3カ年平均	基準	期間の前々	年度	基	<b>準期間の前年</b>	度		基準期間		V JUNE UR	
補助ブ ロック 名	申請番号	符	(チー(リ+ ヌ))÷チ= ヲ'	ŕ	へ×ワ以下の額:カ	アとノ"のいずれ か少ない額 ノ	走行キロヨ	ない額 h	補助要 会綱別 表2(注) 4. のき おり経益 たり経益 ゲーh=ノ	(d+e+f)/3 = J'	経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象 系統の実 車走行り経 常収益 マ"÷d	経常収益ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 事走行り ロ当たり 常 ・ ・ = e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象 系統の実 車走たり経 常い立 ヤ・マーf	ノ×ワ以上の額:E	а
T #	3	0	100.000%	54,312.0 km	20,529,936円	89円.20銭	0円.00銭	0円.00銭	89円.20銭	89円.20銭	5,573,766円	54,287.2 km	102円.67銭	4,451,132円	54,312.0 km	81円.95銭	4,520,431円	54,460.8 km	83円.00銭	4,844,630	円
千葉	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0	Ħ
	合計			426,286.9 km	161,136,448円						84,860,597円	418,190.4 km		91,445,870円	424,868.7 km		100,640,115円	437,353.5 km		92,093,270	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した	5	補助対象経費 の限度額		タ又はレのうち! ずれか少ないほ の額	きう		3 デ外也形	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び 同一補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外に係るもの	3	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額		失額から国 計助額を控験 た額	
		鮰	カーヨ=タ		カ×9/20=レ		У		ソ×ヲ=ツ		ソ×ヲ'=ツ'		ツ×みなし運行回数 /①計画運行回数 =ネ	<i>†</i>	ナ×1/2=ラ	ニ×ワーヨ=ム		ムーラ=ウ	
千葉	3	0	15,685,306	円	9,238,471	円	9,238,471	円	9,238,471	Ħ	9,238,471 円	3	4619235 円	4,619 千円	2,309.5 千円	15,685,306 F	<b>4</b> 13	3,375,806	円
一来	0	0	0	円	0	円	0	円	0	Ħ	0 円	3	Ħ	千円	千円	0 F	7		円
î	合計		69,043,178	円	72,511,400	円	62,136,147	円	62,136,147	Ħ	62,136,147 円	3	15,038,739 円	51,524 千円	25,762 千円	69,043,178 F	<del>1</del> ] 43	3,281,178	Ħ

			ウの負担者とその負担割合										
補助ブ ロック 名	申請番号	特例措置	都道	府県	市区	町村	その他	の者	事業者	自己負担	「その他の 者」の具体 的概要		
		1	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
千葉	3	0	2,309,500円	17.3%	11,066,306円	82.7%		0.0%	0円	0.0%			
丁未	0	0											
f	計		25,762,000円	59.5%	14,292,264円	33.0%	0円	0.0%	3,226,914円	7.5%			

#### (1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全層日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の連行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同-補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 16「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 20「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額をに、(ツ')の金額が5左記の場合の(ネ)の金額とは(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11 / 2011相当する観色都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間の基準期間の前中度の実績を平均して第11することと、基準期間の前々度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

#### (2) 添付書類

- 1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及い関連書類。 に基準期間の前年度、基準期間のの設定申請なびは補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 2 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書籍の添付を名略することができる。
- 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例指置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

事業者名 京成パス千葉イースト株式会社

令和 8 年度

1. 申請事業者の概要

1. 中間事未有の例	女						
			乗合バス事	業			
補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	-	千円
削々年度(基準期间で)	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(口)	-	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	7	千円
補助対象期間の 前々年度の	km				経常収支率	9	6
実車走行キロ(ハ)							

 
 基準期間の前年度の 損益状況
 営業収益
 千円
 営業外収益
 千円
 経常収益(イ)
 千円

 営業費用
 千円
 営業外費用
 千円
 経常費用(ロ)
 千円

 営業損益
 千円
 営業外損益
 千円
 経常費用
 千円

 基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')
 経常収支率
 %

			乗合バス事	業		
基準期間の前々年度の	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
損益状況	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(口')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の	km				経常収支率	%
実車走行キロ(ハ")						

(補助対象事業者の「基準期間<sup>\*\*</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実 行キロ当たり経常費 (基準期間の前々年 ロ"÷ハ"=a	用	補助対象事業者の実 口当たり経常費 (基準期間の前年 ロ'÷ハ'=b	用(度)	補助対象事業 キロ当たり (基準 ロ÷/	経常費用 期間)
千葉						
	円	銭	円	銭	円	銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

2. イロヨにり補助	可多在吊手	【用及い程)	5-収益							
補助ブロック名	走行キロ当	事業者の実車 たり経常費用 c)/3 = ニ	地域キロ 標準経常 ホ		キロ当たり ニとホのいずオ へ		キロ当たり の3 ニーへ	差	キロ当たり経 イ÷ハ:	
千葉	241 円	64 銭	491 円	40 銭	241 円	64 銭	0円	0 銭		
	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交 付要網別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率
千葉	平成7年3月13日	基準期間の 年度	/3	
千葉	令和5年6月15日	基準期間の 前 年度	2 /3	43.10%
		基準期間の 年度	/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

	ず申請番号	杜	運行 系統 名		重行系統 主経地	充	計画運行日数	計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統十口程	地域公共交通再編事業 を実施する区域におけ るキロ程	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助プロック 外乗の対プロックを になった。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
								①=カッコ 内	2	①×② =③	£	オ	オ÷チ=ク	IJ	z	ル	и÷э	(チー(リ+ヌ +ル))÷チ= ヲ
千葉	1		八街線	成東駅	埴谷	八街駅	365 ⊟	3,257.0 (8.9)	1.3	11.5 人	往14.1km (平均) 復14.1km 14.1km							100.000%
	合計		系統							/	往14.1km 復14.1km 14.1km							

		特	補助フロック 外乗びロック 助ブロック 助道府明分 入部中 入キロ程の に のキロ程 の に に の に の に の り の り り り り り り り り り り	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額			要綱別表20 目がある場合	(注)4. の適	3力年平均		のキロ当たり: 期間の前々年		基	準期間の前年	度		基準期間		補助対象 経常収益 の見込額
補助ブ ロック 名	申請号	例措置	チー(リ+ ヌ))÷チ= ヲ'	ŋ	へ×ワ以下の額:カ	グと/ <sup>*</sup> のいずれ か少ない額 ノ	基準 期 ま ま ま も も も を を を に も を を で は の よ の は の に の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に の は の の は の の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の の は の る の は の は の は の は の に の は の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に る に る に る に る に 。 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	程吊収益	補助金交表2 (注)4のキの (造)4のキャリング (造)4のキャリング (ボート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(d+e+f)/3 = J'	経常収益ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助が 対の が が が で で で で で で で で で で で で で	経常収益ヤ'	実車走行 キロ	補助統 東 ロ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助が 対象 東西 は常 は常 な ・ マ ー が の の で の に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に	ノ×ワ以上の額:ヨ
千葉	1	0	100.000%	92,042.8 km	22,241,222円	79円.66銭	11円.88銭	0円.00銭	79円.66銭	79円.66銭	8,423,709円	92,636.2 km	90円.93銭	8,240,792円	92,721.0 km	88円.87銭	5,489,544円	92,749.3 km	59円.18銭	7,332,129 円
î	計			92,042.8 km	22,241,222円						8,423,709円	92,636.2 km		8,240,792円	92,721.0 km		5,489,544円	92,749.3 km		7,332,129 円

補助ブ ロック 名	申請番号	特例措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除したを	頂	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのつち補助フロック外乗入部分、同一補助ブロックが乗入部づ のである。 のである。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び同 一補助ブロック都迫 府県外乗入部分以 外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額
	超		カーヨ=タ		カ×9/20=レ	У	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回数 /①計画運行回数 =ネ	+	ナ×1/2=ラ	ニ×ワーヨ=ム	ムーラーウ
千葉	1	0	14,909,093	円	10,008,549	10,008,549 円	10,008,549 円	10,008,549 円	2,249,112 円	2,249 千円	1,124.5 千円	14,909,093 円	13,784,593 円
	合計		14,909,093	円	10,008,549 г	10,008,549 円	10,008,549 円	10,008,549 円	2,249,112 円	2,249 千円	1,124 千円	14,909,093 円	13,784,593 円

4,000,044

						ウの負担	者とその負担	割合			
補助ブ ロック 名	申請番号	特例措置	都道	府県	市区町村		その他	の者事業		自己負担	「その他の 者」の具体 的概要
		I	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	1	0	1,124,000円	8.2%	4,900,544円	35.6%	7,760,049円	56.3%	0円	0.0%	関係市収 支100% 支援
ŕ	合計		1,124,000円	8.2%	4,900,544円	35.6%	7,760,049円	56.3%	0円	0.0%	

#### (1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自族第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国主交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の掃益状況」の欄、「基準期間の前年度の掃益状況」の欄、「基準期間の前々年度の掃益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5 「補助ブロックタ」の提け、補助会交付亜綱別表6の名称を記載すること
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8「補助金交付要綱別表2(注)4、の適用剃合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11「特例措置」の欄は、地域公共交通再編率施計画の設定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正財制第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要細別表2 5 ただし、書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府限外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 15「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を招える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)・補助ブロック外乗入部分のキロ 程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 16「補助ブロック外委入部分及び都道府県外委入部分以外のキロ程の比率」の欄。「ソのうち補助ブロック外委入部分及び同一補助ブロック都道府県外委入部分以外に係るもの」の欄は、「特例排置」の欄に「1」又は「2」を記載し、た系統のみ記載すること。
- 17「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 20「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額には(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1 1/201(相当する額と都道研展協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間の基準関間の前年度の実験を平均して第出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

- 補助対象期間(補助金文付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書(補助金文付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書籍(関連書籍)、並 びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し